

宮城県公報

発行 県
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和七年二月七日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ 大街道東店	石巻市大街道東四丁目三一六一	令和六年十一月十六日
もみじ山調剤薬局	石巻市大街道東四丁目三一六一	令和六年十二月一日
南浜中央病院附属 みはまクリニック	岩沼市館下一丁目三一七岩沼開発第一 みな	マソシヨン一階 令和六年十二月一日
庵原歯科医院	栗原市若柳字川北新町一〇一一五	令和六年十二月二十八日
こや歯科医院	柴田郡柴田町船岡新栄三一四二一五	令和六年十二月一日
みうら調剤薬局 錦町店	塩竈市花立町一三番一一号	令和六年十二月一日
一樹新生薬局	栗原市栗駒岩ヶ崎神南三一三	令和六年十二月一日
一樹新生薬局介護調剤セ ンター	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田二の一	令和六年十二月一日
上小路一樹新生薬局	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路一五四一二	令和六年十二月一日
古川きたまち内科クリ ニック	大崎市古川北町一丁目一三	令和六年十二月一日
紫桃内科医院	石巻市鹿又字伊勢前五三一九	令和七年一月一日
医療法人社団箕田内科ク リニック	石巻市向陽町二一一一九	令和七年一月一日
鈴木整形外科クリニック	石巻市鹿妻北一六一五	令和七年一月一日
櫻井内科クリニック	石巻市広瀬字町北七〇一	令和七年一月一日
森消化器内科外科	石巻市新橋五番三三号	令和七年一月一日

○宮城県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

小林歯科クリニック	石巻市蛇田字北経塚七二一	令和七年一月一日
大井産婦人科医院	塙竈市新富町二八一三四	令和七年一月一日
医療法人いづきの会 サキ歯科クリニック	塙竈市錦町七一六	令和七年一月一日
塙本内科消化器科	白石市城南一一二一九	令和七年一月一日
いとう肛門科医院	名取市増田字柳田三一九一	令和七年一月一日
名取とおる内科・糖尿病クリニック	名取市手倉田字八幡三三八一八	令和七年一月一日
野田眼科クリニック	名取市増田七一三一九	令和七年一月一日
クナドリ整形外科クリニック	名取市小山二一一五	令和七年一月一日
ゆりあげクリニック	名取市美田園七丁目一七番地の三	令和七年一月一日
時計台クリニック	名取市杜せきのした二丁目六番七号	令和七年一月一日
じょうなんファミリークリニック	多賀城市城南一丁目一〇番六号	令和七年一月一日
城南歯科クリニック	多賀城市城南一九一三一	令和七年一月一日
いなり眼科	岩沼市たけくま一四一一七号	令和七年一月一日
てんかん病院ベーテル	岩沼市北長谷字畑向山南二七番地四	令和七年一月一日
なかやま整形外科クリニック	宮城県岩沼市押分字間畑一〇番地一	令和七年一月一日
おやま薬局	岩沼市桜一一二一六	令和七年一月一日
さぬま中央クリニック	登米市中田町石森字加賀野二丁目二五	令和七年一月一日
たおおたに健心会クリニック	登米市中田町石森字加賀野二丁目二五	令和七年一月一日
医院 医療法人社団厚和会佐藤	登米市南方町畠岡下七一五	令和七年一月一日

佐藤外科医院	栗原市築館伊豆一丁目六番二五号	令和七年一月一日
イオンタウン矢本内科	東松島市小松字谷地二二六	令和七年一月一日
森さい生医院	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二八一三	令和七年一月一日
大崎東部クリニック	大崎市松山金谷字中田八三番地	令和七年一月一日
高橋記念せきや整形外科	大崎市古川駅前大通五一一九	令和七年一月一日
阿部歯科医院	大崎市鳴子温泉字馬場七三一	令和七年一月一日
ほなみ薬局	大崎市古川穂波六丁目三〇一四一	令和七年一月一日
がい脳神経外科	大崎市富谷市上桜木二一三一四	令和七年一月一日
医療法人社団上桜木しん	宮城県富谷市上桜木二一三一四	令和七年一月一日
日吉台きむら内科	富谷市日吉台一一二一	令和七年一月一日
のりこ小児科	富谷市日吉台二一二四一	令和七年一月一日
やすだ耳鼻咽喉科・アレルギー科クリニック	柴田郡柴田町楢木駅西二丁目四番地七	令和七年一月一日
ひまわり薬局	柴田郡柴田町船岡東二一七一五	令和七年一月一日
三浦クリニック	亘理郡亘理町船岡東二一七一五	令和七年一月一日
済生堂歯科クリニック	亘理郡亘理町逢隈田沢字鈴木堀七九一五	令和七年一月一日
医療法人 フアミリア歯科	宮城郡松島町高城字町一四七一六	令和七年一月一日
さくらファミリー歯科医院	宮城郡利府町利府字新館二一五	令和七年一月一日
調剤薬局ツルハドラッグ	石巻市蛇田字新丸井戸四四一七	令和七年一月一日
訪問看護ステーション金石巻	加美郡色麻町四竈字町西三〇一七	令和五年九月一日
ペガサス薬局本店	角田市角田字中島上一八三番地	令和六年十一月一日

○宮城県告示第四十五号

西陵内科

岩沼市土ヶ崎三丁目八番地八

令和五年四月一日

○宮城県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和七年二月七日

令和七年二月七日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称

所 在 地

廢 止 年 月 日

変 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

名 称

所 在 地

廢 止 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

名 称

所 在 地

廢 止 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

名 称

所 在 地

廢 止 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

名 称

所 在 地

廢 止 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

名 称

所 在 地

廢 止 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

名 称

所 在 地

廢 止 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

變 更 前

所 在 地

變 更 年 月 日

○宮城県告示第四十六号
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり育種母樹林を指定する。

令和七年二月七日

令和六年十一月三十日

令和六年十一月三十日

令和六年十一月三十日

令和六年十一月三十日

令和六年十一月三十日

令和六年十一月三十日

令和六年十一月三十日

字根木十四一一大衡

○

本九〇六

クタール

三仙台市青葉区本町
三丁目八番一号

宮城県

有限会社げば薬局

医療法人社団陽光会 西

内
科

中沢歯科医院

岩

塩竈市錦町一三番一二号

令

和

六

年

十

月

三

十

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

令

和

七

年

二

月

七

日

種道路類の 路線名	供用開始の区間

宮城県知事 村井嘉浩

令和七年二月七日

○宮城県告示第四十七号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年二月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和七年二月七日

○宮城県告示第四十七号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、令和七年二月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和七年二月七日

宮城県知事 村井嘉浩

令和七年二月七日

変更の区間			
後	前	前	後
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
白石市大鷹沢三沢字稻荷堂八地先から ら	同市大鷹沢三沢字稻荷堂八地先まで	六・七 一一・九	六・七 三二・〇
同市大鷹沢三沢字黒内一六〇番一地先か ら	同市大鷹沢三沢字黒内一六三番三地先まで	七・一 一二・六	三〇・九

一 道路の種類 県道
二 路線名 川前白石線
三 道路の区域

県道	川前白石線	白石市大鷹沢三沢字稻荷堂八地先から ら	同市大鷹沢三沢字黒内一六三番三地先まで
			令和七年二月十日

○宮城県告示第四十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十二条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

宮城県知事 村井嘉浩

令和七年二月七日

一 都市計画の種類
二 都市計画を変更しようとする土地の区域
三 石巻広域都市計画区域

石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

石巻広域都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）、東松島市役所（復興政策部復

興政策課）、女川町役場（建設課）

四 縦覧期間

令和七年二月七日から令和七年二月二十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十二条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和七年二月七日

宮城県知事 村井嘉浩

公 告

一 都市計画の種

石巻広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

市街化区域から市街化調整区域に変更しようとする土地の区域

女川町 女川浜、大原の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、女川町役場（建設課）

四 縦覧期間

令和七年二月七日から令和七年二月二十一日まで

五 注意事項

令和七年二月七日から令和七年二月二十一日まで

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、河北都市計画を変更しようとするので、同法第二十二条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和七年二月七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

河北都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

令和七年二月七日から令和七年二月二十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和七年二月七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 デジタル身分証アプリサービス提供業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十二条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものも含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないことを。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用者人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不當に利用していると認められるとき。
- 8 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第十七条第一項第六号の規定に基づく主務大臣認定を受けている事業者（プラットフォーム事業者）又は本人札公告時点で当該事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者（サービスプロバイダ事業者）であること。
- (参考) https://www.soumu.go.jp/main_content/000807546.pdf
- 9 情報セキュリティマネジメントシステム「ISO／IEC27001（JIS Q 27001）」を取得していること。
- 10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）へ入札の申請を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）へ入札の申請を希望すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの併用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
- (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 担当所属

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課

デジタルガバメント推進班（電話〇二二一二一一二四八二）

3 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

4 一般競争入札参加資格審査

- (一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和七年二月二十八日（金）午前九時から令和七年三月六日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和七年三月五日（水）までの間に必要書類を作成の上、2あて提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

- (一) 電子調達システムにより入札する場合

- 入札の期間 令和七年三月十三日（木）午前九時から令和七年三月十九日（水）午後五時まで

- (二) 書面により入札書を提出する場合

- 入札の期間 令和七年三月十九日（水）午後五時まで

- イ 提出期限 令和七年三月十九日（水）午後五時まで
- ロ 提出場所 2に同じ

- ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出する。
- ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出する。
- 6 開札の日時及び場所
- 令和7年3月二十一日（金）午前十時
- 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁舎11階
企画部デジタルみやぎ推進課
- 四 入札に参加することができる者
- 2に定める資格を有しない者及び三の4における審査により資格を有しないとされた者
- 5 その他
- 1 使用言語及び通貨等
- 本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、円
- 本円、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）による。
- 2 入札保証金及び契約保証金
- (一) 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないおそれがあると認めるとときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (二) 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法
- 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 6 契約書の作成の要否 要
- 7 入札執行の方法 一般競争入札
- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度の歳出予算が不成立となつた

時は、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Provision of digital ID application service (1 set)

2 Contract period : From April 1, 2025 to March 31, 2026

3 Deadline for Bid Submission : March 19 (Wednesday) 2025, 5 : 00 p.m.

4 Time and Place for Bid Selection : March 21 (Friday), 2025, 10 : 00 a.m. Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN. Tel: 022-211-2481

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」といふ。）第二十一條の規定により、令和五年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和七年二月七日

宮城県議會議長 高橋伸 11

令和五年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

受付件数	処理状況						
	開示	部分開示	非開示	存否応答 拒否	文書存在	取下げ	処理中
3	3	0	0	0	0	0	0

（注）「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 審査請求の状況

(1) 件数及び処理状況

審査請求件数	処理状況						
前年度 からの 継越件 数	当該年 度中の 新規請 求件数			決 定	取 下 げ	審 理 中	そ の 他
0	0	0	0	0	0	0	0

(注)「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

審査請求年月日	件 名	処理状況
	な し	

只 田 森 風 木

○宮城県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和7年2月7日

宮城県収用委員会

- 1 起業者の名称
東北電力ネットワーク株式会社 代表取締役 坂本 光弘
上記代理人

東北電力ネットワーク株式会社 宮城支社長 赤田 卓也

- 2 事業の種類
特別高圧送電線宮城丸森幹線新設工事（宮城県仙台市太白区秋保町長袋字黒森地内から同市同区秋保町長袋字館ヶ澤地内まで）及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 日	地 (m ²)	収用又は使用しようとする 土地の面積(m ²)
不明 ただし、下記の土地の 全部又は一部	公 簿	現 況	公 簿 実 測 収 用 使 用 計

土地の所在	地 日	地 (m ²)	収用又は使用しようとする 土地の面積(m ²)
宮城県仙台市太白区秋 保町長袋字館ヶ澤地内 67番 68番1 70番 71番 73番 74番1 75番2 75番3 76番2 76番3 76番4 76番5 77番3	山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林	8,595 21,594 8,727 7,983 85,355 166,014 50,572 108,367 25,983 4,958 7,933 1,983 27,768	8,485.17 (織下用地) — (一時使用地 及び附帯工事 用地) 16,619.96 25,105.13
宮城県仙台市青葉区新 川字佐手山地内 29番9 水	山林 —	32,800	

4 土地所有者の氏名及び住所

別紙のとおり

(注)別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間

時間(平成元年4月1日宮城県規則第45号)に規定する県の執務時間とする。

- 5 土地に関する所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
宮城県仙台市太白区秋保町長袋字館ヶ澤

地番	権利の種類	登記受付年月日及び受付番号	権利者氏名及び住所
67番	地役権	平成17年4月5日 第15498号	
68番1 70番 74番1 75番2 75番3	地役権	令和4年5月27日 第34226号	別紙のとおり

(注) 別紙について(は、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45号)に規定する県の執務時間とする。

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和7年1月10日

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項及び第百七十二条第四項の規定により、コイ(マコイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

令和七年二月七日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀也

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げ

る要件の全てに該当していることを確認しなければならない。

(1) 汚染水域由来でない(ム)。

(2) 汚染水域由來のコイと水を介しての接点がない(ム)。

(3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群である(ム)。

〔〕(一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

1から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項及び第百七十二条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示するものとする。

令和七年二月七日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀也

一 指示の内容

オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りでない。

二 指示をする期間

令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで

三 指示をする区域

宮城県全域